

育成者権（しいたけ）侵害事件判決



弁護士知財ネット 農水法務支援チーム 事務局
ライツ法律特許事務所
弁護士・弁理士 平井 佑希

第1 序 論

本稿では、東京地判平成30年6月8日（平成26年（ワ）第27733号）¹を検討し、評釈する。

本判決は、しいたけ（*Lentinus edodes (Berk.) Sing.*）に係る育成者権の侵害に基づき、種苗の輸入及び種苗を用いて得られる収穫物の生産や譲渡等の差止請求並びに損害賠償請求を認容した。本判決は、数少ない育成者権侵害訴訟に係るものであり、かつ、育成者権の侵害を肯定し、差止め及び6000万円を超える高額な損害賠償を認容したという点において、非常に注目すべき判決である。

第2 事案の概要

1 当事者等

(1) 原告

原告（森産業株式会社）は、きのこ種菌・菌床・加工食品・飲料の製造販売等を業とする株式会社である。

(2) 被告ら

ア 被告株式会社河鶴（以下「被告河鶴」という。）は、漬物の製造・規格・販売等を業とする株式会社である。

なお、被告河鶴の関連会社として、本判決には「河鶴農研」と「アグリリンク長野」が登場する。

訴外河鶴農研は、きのこ類の栽培及び販売等を業とする株式会社であったが、平成28年12月26日に破産手続開始決定を受け、平成29年4月13日に破産手続廃止の決定を受けた。

訴外アグリリンク長野は、農畜産物の生産、加工及び販売等を業とする株式会社であったが、平成28年12月26日（訴外河鶴農研と同日）に破産手続開始決定を受け、平成30年1月25日に破産手続終結決定を受けた。

イ 被告破産管財人は、上述の訴外アグリリンク長野の破産管財人である。

1 東京地裁民事第40部。佐藤達文裁判長、廣瀬孝裁判官、勝又来未子裁判官。

2 本件育成者権

(1) 品種登録及び育成者権の譲渡

ア 訴外明治製菓株式会社は、以下の品種について品種登録を受け、育成者権を有していた（以下、同品種を「本件品種」、同育成者権を「本件育成者権」という^{2,3}）。

品種登録の番号	第7219号
出願日	平成7年9月28日
登録日	平成11年4月15日
農林水産植物の種類	しいたけ
登録品種の名称	JMS 5K-16

イ 原告は、平成14年9月12日、訴外明治製菓から本件品種に係る育成者権を譲り受け、平成15年2月28日、その旨の移転登録を受けた⁴。

(2) 特性表の記載

本件品種の品種登録原簿には、原木栽培による特性表のみが添付されており、菌床栽培による特性表は添付されていない⁵。なお、これは本件品種に限ったものではなく、現在の品種登録の運用上、しいたけについては出願品種の用途に菌床栽培が含まれる場合であっても、原木栽培に係る品種の特性のみを品種登録原簿に掲載するとの取扱いがなされている。

後述のとおり、被告河鶴はこの点を指摘した上で、本件育成者権は菌床栽培によって収穫されたしいたけには及ばないとか、菌床栽培によってしいたけを収穫する行為には過失の推定（種苗法35条）が及ばないなどと主張した。

※原木栽培と菌床栽培

きのこ類の栽培方法としては、大きく分けて原木栽培と菌床栽培がある。

原木栽培とは、文字どおり原木（ほだ木）に孔を開け、そこに種菌を接種し、自然に近い環境下で栽培する方法である。菌床栽培とは、おが屑や米ぬかなどを混ぜた菌床に種菌を接種し、湿度や温度を厳重に管理したハウス内で栽培する方法である。

原木栽培と菌床栽培とでは、得られる収穫物（きのこ）の特性が大きく異なり得るものとされている。

2 本件品種に関しては、本件原告と別の被告との間に別件判決がある（東京地判平成20年8月29日。平成18年(ワ)第1908号。東京地裁民事第46部。大鷹一郎裁判長、杉浦正典裁判官、古庄研裁判官）。同判決の事案では、同事件の被告が販売したしいたけの菌床が本件品種に係るものであったことに争いはなかった。

3 本件品種の特性の概要については別紙を参照。

4 特許権等の移転と同様、育成者権の移転も登録が効力発生要件とされている（種苗法32条1項1号）。

5 ただし、願書には菌床栽培による試験結果も添付されている。

3 被告らの行為

(1) 訴外河鶴農研 [しいたけの生産又は仕入れ]

訴外河鶴農研は、

①国内の商社である訴外株式会社S.S.ITを通じて、中国の菌床生産者から菌床を購入し、国内の施設でしいたけを栽培する、

②国内のしいたけ栽培業者から収穫物であるしいたけを仕入れる、

という2通りのルートでしいたけの生産、仕入れを行い、得られた収穫物であるしいたけを被告河鶴に販売していた⁶。

なお原告は、訴外河鶴農研の行為について、訴外河鶴農研は（収穫物であるしいたけだけでなく）種苗（菌床）の生産等も行っていると主張したが、本判決は、これを認めるに足りる証拠はないとして否定している。

(2) 被告河鶴 [しいたけの小売り]

被告河鶴は、訴外河鶴農研から購入したしいたけを、上記①及び②の区別なくパック詰めして小売店に販売していた。

なお原告は、被告河鶴の行為についても訴外河鶴農研と同様に、被告河鶴は種苗の生産等も行っていると主張したが、本判決は、これを認めるに足りる証拠はないとして否定している⁷。

(3) 被告管財人（訴外アグリリンク長野）

原告は、訴外アグリリンク長野の行為について、訴外アグリリンク長野も収穫物であるしいたけの生産、販売に関わっていたと主張し、被告管財人に対し、原告が訴外アグリリンク長野に損害賠償請求金の元本2億5063万6734円及びこれに対する遅延損害金2619万6688円の破産債権を有することの確定を求めたが、本判決は、これを認めるに足りる証拠はないとして否定している。

4 本件に至る経緯

(1) 被告しいたけの販売

原告は、平成24年2月3日、a店において「長野県産『生しいたけ』」（以下「被告しいたけ1」という。）及び「長野県産『肉厚生しいたけ』」（以下「被告しいたけ2」という。）を、b店において「長野県産『生しいたけ』」（以下「被告しいたけ3」という。）を購入した。

これらの被告しいたけ1～3は、いずれも被告河鶴が卸したものである。

6 菌床が種苗（種苗法2条3項）、しいたけが収穫物（種苗法2条5項2号）という関係に立つ。

7 本文に記載したとおり、本判決は被告河鶴が本件種苗の生産等を行ったことは否定したが、その一方で差止めの必要性に関しては「河鶴農研は被告河鶴の関連会社であり、実際は河鶴農研がしいたけを小売業者に直接出荷し、後日精算していたものであること（被告河鶴の説明による。）などに照らすと、被告河鶴においては、自己又は第三者を通じて別紙被告種苗目録1ないし3の種苗を輸入し、又はこれを用いて得られる収穫物の生産をするおそれがあるものといわざるを得ず、その行為の差止めの必要性がある。」と述べて、被告河鶴との関係でも、菌床に対する差止請求を認容した。